

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

辰野町は長野県の中央に位置し自然豊かな環境と諏訪地域、松本地域、伊那地域の3方向につながる交通の要所であります。特に諏訪地域との交流は古くカメラ・レンズを中心とした精密工業を中心に現在は金属加工や自動車を中心とした輸送用機械の製造、めっきなどの塗装、光学等多くの企業が町内において操業しております。個々の企業は高い技術力を保有しており、製造業を営む事業者は町内に約250社あります。製造品出荷額は平成16年の2,286億円をピークに減少をはじめ平成26年には827億円にまで減少しました。度重なる経済不況や生産拠点のアジア進出といった中小企業には厳しい情勢の中、常に技術革新と経営革新を行い企業は生き残ってきました。社会は人工知能を中心とした新たな時代に向かっています。こうした社会情勢の変化に適応するためにも企業の技術革新の必要性はさらに増してきており、町は企業の取り組みを応援していかなくてはなりません。

町の人口は昭和60年の23,935人をピークに減少し令和7年2月には17,991人となり18,000人を割り込みました。辰野町の人口ビジョンでは2025年には17,662人、2030年には16,591人と展望しています。少子高齢化と若年層の都市部流出により地域の活力は今後衰退することが懸念されます。生産年齢人口は2025年には人口の51.9%が見込まれており、企業の人手不足は今後進むと考えられます。町の産業別就業人口をみると、第3次産業の比率が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業となっています。県全体や上伊那地域の比率と比較すると、当町においては第2次産業の比率が高くなっています。労働人口の46.4%が第2次産業に従事している現状から労働人口の減少は今後町の産業構造に大きな変化を与えると考えられます。また上伊那地区の求人倍率は令和6年12月においては1.28と全国平均を0.03ポイント上回っております。中小企業の現状は仕事が増えているものの人材確保、人手不足の解消において大変苦慮している現状で、企業設備の拡充においても不安定な受発注を見越して設備の買い控えにより設備が老朽化している現状です。

#### (2) 目標

辰野町第6次総合計画の「活力を生み出す工業の振興」において、町内企業の支援として企業資産の新設、増設にかかる支援を主要施策としています。町では計画にあわせ中小企業の設備投資により課税となる固定資産税分について補助を行う商工業

誘致および振興補助金を補給しています。本補助金の認定者数は令和8年度に8件を目標にしています。新たな設備投資により作業効率の高度化をよりすすめるために導入促進基本計画を策定し振興補助金の目標値の50%に相当する年間4件を導入促進基本計画の年間目標値とします。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画者は労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上することを目標に企業の体質強化を進め地域経済の発展を目指すものとします。

## 2 先端設備等の種類

町内の産業構造及び中小企業の実態を踏まえ、多様な設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、再生可能エネルギー発電施設の周辺地域における災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な生活を確保することが必要であること、また、本計画は、先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の安定に寄与することを目標としていることから、再生可能エネルギー発電設備については、主たる工場や事務所、店舗などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費するために設置するもの（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）に限る。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は辰野町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。）

## (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市町村税及び水道料等町の使用料利用料を滞納している者(企業の代表者を含む)は対象としない。
- ・ 辰野町環境基本条例に配慮すること。